

令和7年9月9日招集

市 議 会 9 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議案番号	件名
議 第 25 号	公平委員会委員の選任について
議 第 26 号	藤塚浜財産区管理会委員の選任について
議 第 27 号	新発田市税条例の一部を改正する条例制定について
議 第 28 号	新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議 第 29 号	新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 30 号	新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 31 号	新発田市紫雲寺漁村民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 32 号	新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議 第 33 号	新発田地域広域事務組合理約の変更について
議 第 34 号	下越福祉行政組合理約の変更について
議 第 35 号	契約の変更について（塚の目排水区地下調整池整備（土木）工事）

議第 2 5 号

公平委員会委員の選任について

次の者を新発田市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新発田市押廻
氏 名 馬場 政雄

議第 26 号

藤塚浜財産区管理会委員の選任について

次の者を新発田市藤塚浜財産区管理会委員に選任したいので、議会の同意を
求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新発田市藤塚浜
氏 名 伊與部 博

議第 27 号

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について

新発田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市税条例の一部を改正する条例

新発田市税条例（昭和35年新発田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を新発田市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第22条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第22条の6第1項第10号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に改め、「同条第3項及び」を削る。

第25条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第25条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第25条の3の3第1項中「有する者に限る。）」の次に「若しくは特定親

族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第81条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第81条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換

算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日
 - (2) 第22条の6第1項第10号の改正規定 令和9年1月1日
 - (3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新発田市税条例（以下「新条例」という。）

第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第22条の2及び第25条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第25条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の新発田市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の3の3第1項の規定による申

告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新発田市税条例第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 新発田市税条例第83条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 28 号

新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年新発田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例中第25条の改正規定は令和7年10月1日から、第2条第23号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

議第 29 号

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例制定について

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年新発田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第3条第3項第1号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 30 号

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に
関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に
関する条例の一部を改正する条例

(新発田市下水道条例の一部改正)

第1条 新発田市下水道条例（平成12年新発田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等の新設等の工事を行うことができる。

(新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（昭和63年新発田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等の新設等の工事を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 1 号

新発田市紫雲寺漁村民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

新発田市紫雲寺漁村民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市紫雲寺漁村民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

新発田市紫雲寺漁村民俗資料館設置及び管理に関する条例（平成17年新発田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 2 号

新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について

新発田市上水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市上水道条例の一部を改正する条例

新発田市上水道条例（平成9年新発田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 3 号

新発田地域広域事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、新発田地域広域事務組合理約の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域事務組合同規約の一部を改正する規約

新発田地域広域事務組合同規約（昭和46年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条中「新発田市中央町5丁目4番7号（広域合同庁舎内）」を「新発田市中田町3丁目30番地2」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 4 号

下越福祉行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、下越福祉行政組合格約の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

下越福祉行政組合格約の一部を変更する規約

下越福祉行政組合格約（昭和35年新潟県指令地第1707号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第4条中「新発田市中央町5丁目4番7号広域合同庁舎内」を「新発田市中田町3丁目30番地2」に改める。

附 則

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。ただし、第4条の変更規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 5 号

契約の変更について

令和 6 年 8 月 6 日市議会 8 月臨時会議第 1 9 号議案で可決を得た塚の目排水区地下調整池整備（土木）工事の契約締結について、その一部を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

契約金額「303,270,000円」を「344,982,000円」に改める。